

花火大会に関する福知山市の考え方

令和6年5月15日

1 はじめに

本市が令和5年8月に設置した「花火大会のあり方を考える会」【会長：浦中千佳央 京都産業大学法学部教授】(以下、「考える会」という。)において、市民の皆様や被害者の方々の御意見を踏まえ、花火大会のあり方を議論することについて理解が得られているか、また花火大会が開催されるとした場合の条件等について、6回の審議を重ね、8項目からなる提言書がとりまとめられた。この提言書が令和6年4月5日に提出されたことを受け、本市として次のとおり対応することとする。

2 福知山市の関与のあり方について

由良川（音無瀬橋）河畔において夏季に開催する花火大会については、「考える会」が行った平成25年に開催された「第72回ドッコイセ福知山花火大会」で発生した事故の被害者等へのヒアリング、無作為抽出の市民アンケートによると、事故の御遺族や被害者並びに御家族の方や市民の中には、花火大会の開催について反対も含め慎重な意見があったことから、現時点で本市が主催または共催すること、もしくは実行委員会へ参画することは時期尚早と判断する。

しかしながら、「考える会」として、市民アンケートや被害者等へのヒアリング等を踏まえて、花火大会のあり方を議論することについて、おおむね理解が得られていると結論付けたこと、また、市民アンケートでは、地域経済の活性化や伝統的な地域行事等として花火大会の開催について、「賛成」が34.2%、「必要な対策が講じられたうえで開催されるのであれば賛成」が53%であったことなどから、公共的な団体が参画する実行委員会が開催する場合であって、2ページ目以降に述べる3～5に示す要件を満たすことができると認められる場合に限り、後援を承認するものとする。ただし、後援の名義使用を承認するだけではなく、平成25年の事故を踏まえて、由良川（音無瀬橋）河畔において夏季に開催する花火大会については、市としても次の(1)～(7)に掲げる対応を行い、万が一、事故が起こった場合の被害者救済や安全対策に関与する。

- (1) 万が一、事故が起こった場合には、被害者に故意又は重大な過失が認められる場合以外、主催者に対して、相談窓口の設置や被害者救済のための助言・指導をするとともに、被害者に対する説明責任を果たすよう求める
- (2) 安全対策等を含む詳細な実施計画書等の作成にあたり助言・指導を行う
- (3) 実行委員会の会議に出席し、助言・指導を行う
- (4) 警察署や消防署等の各関係機関との事故防止対策等にかかる事前協議に出席し、必要な調整を行う
- (5) 市民に対して、花火大会の事故防止対策への協力を呼びかける
- (6) 花火大会当日、事故防止対策が履行されているか現場を確認し必要な対応を行う
- (7) 花火大会終了後、安全対策の検証や経済効果の分析を行う

3 主催者について

花火大会は、公共的な団体が参画する実行委員会が主催することとし、実行委員会は次の要件を満たすものとする。

- (1) 花火大会を当該団体の営利を目的とした催しとしないこと
- (2) 実行委員会は、定款や規約、名簿等、団体に関する体制が明確であり、事故やトラブルがあった際に責任が取れる組織であること（契約や経理、内部の意思決定等に関する書類が適切に作成、整理、保存され、外部の監査・指導を受ける体制があること）
- (3) 実行委員会の構成員の中に過去に由良川河川敷での花火の打ち揚げの経験者がいること
- (4) 実施計画の中に、具体的な責任内容、意思決定の手順を明確化すること
- (5) 緊急事態に備えて、平素から各関係機関と連携を緊密にするとともに、関係機関の緊急連絡網を構築していること
- (6) 万が一、事故があった場合に備えて、被害者対応のため、対人1名1億円以上の保険に加入していること（適切な補償額を担保する保険加入を義務付けるため、市として保険料を支援することを検討する）

4 花火大会の規模について

花火大会の規模については、小さく始めることを条件とする。実施後には必ず検証し、安心安全が確保され、規模を拡大しても問題ないと認められた場合のみ、段階的に規模を拡大するものとする。警備体制や交通規制の範囲や時間帯等については、開催規模に応じた対策が求められることから、具体的な発数、時間については予算規模や対応できる人員体制を踏まえて、本市を含めた各関係機関と十分な協議・調整を行い決定するものとする。当面は少なくとも周辺の自治体の規模を上回らないこと。

5 安全確保対策について

主催者は、次の対策を実施するものとする。

- (1) 露店対策
 - ① 由良川河川敷には、露店を出店させないこと
 - ② 露店を出店させる場合は、由良川河川敷からの距離を確保し、十分なスペースが確保できる場所に限定すること
 - ③ 露店を出店させる場合は、地域活性化の面から市内事業者に限定すること
 - ④ 無届けでの出店がないよう対策を講じること
 - ⑤ 露店を出店させる場合は、雑踏対策等の面から露店の営業時間と花火打ち揚げの時間を分離させること

(2) 雑踏対策

- ① 事前に危険個所の点検を行い、重点的に安全対策を講じること
- ② 観覧者による混雑が予想される場所では一方通行にして、打ち揚げ後は時間差で帰るように規制すること
- ③ 混雑時には、子どもとその保護者、高齢者等の行動を優先させること
- ④ 由良川河川敷に観覧エリアを設ける場合は、指定席にするなど、人数制限をすることとし、進入経路など観覧エリア内の安全確保を徹底すること
- ⑤ 事故等が発生した場合、安全を確保して観客や歩行者を誘導できるようにしておくこと
- ⑥ 近隣自治会や関係者、関係団体へ説明し、理解を得ること

(3) 交通対策

警察署等の各関係機関と事前に協議を行い、交通混雑を抑制するために必要な道路使用許可等を受け、次の対策を講じること

- ① 市民等に対し、マイカーでの来場を避けるよう呼びかけること
- ② 花火大会の規模に応じて会場周辺に駐車場を確保すること
- ③ 渋滞対策のため市街中心部以外にも駐車場を確保すること
- ④ 混雑が予想されるエリアは歩行者と車を分離させ、安全を十分に確保すること

(4) 救護対策

- ① 消防警備計画のほか、救護ブースに看護師等を配置するなど、万が一の事故等に備えること
- ② 医療機関等の関係機関へ説明し、調整を行うこと
- ③ 緊急車両用の進入路を確保しておくこと

(5) 火災対策

消防署等の各関係機関に必要な届出を行うほか、事前に協議を行い、指導を踏まえて、火災対策として必要な対策を講じること。

(6) 自然災害等の対策

国土交通省等の各関係機関と事前に協議を行い、指導を踏まえて、降雨や増水、強風時などの中止等を判断する基準を予め決めておき、誰が、どのように対応を判断するかを明確にすること。そして、その他突発的な災害が発生することも想定して対策を講じること。

6 検証会議の設置について

花火大会が開催される場合には、市は有識者や関係機関のほか、市民の参画も得て検証会議を設置する。検証会議では、花火大会の運営や事故防止対策等に問題がなかったか検証を行うほか、経済効果の分析も行い、その結果を市民等に広く周知する。

将来、規模を拡大させる場合には、それに応じて市の関与を深めていく必要があることから、検証会議では、今後、本市が実行委員会に参画することや共催すること、また、一定の経費を負担することなどについても議論していく。